

苫小牧市告示第 155 号

公募型見積合わせの実施について

次のとおり公募型見積合わせ（以下「見積」という。）を実施するので、公告します。

令和 8 年 4 月 1 日

苫小牧市長 金 澤 俊

1 見積に付する物品名

コピー用紙（2 種・上半期） ほか 1 件

2 見積の方法

この見積は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づいて設定した苫小牧市物品の買入れ等に係る制限付き一般競争入札実施要領の規定を準用した公募型見積合わせにより行う。

3 契約者

苫小牧市長 金 澤 俊

4 見積参加資格

- （1） 対象案件の告示別表に掲げる要件を満たしていること。
- （2） 苫小牧市契約に関する規則第 42 条第 2 項の規定に基づき作成した名簿において、対象案件と同一の業種に登録されていること。
- （3） 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （4） 公告から見積期日までの間、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領第 2 条の規定により指名停止されていないこと。
- （5） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始決定後の苫小牧市物品購入等等競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- （6） 見積に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（次の基準のいずれにも該当しないこと。）

① 資本関係

（ア） 親会社と子会社の関係にある場合。（親会社及び子会社の定義は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による。以下同じ。）

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

③ その他見積の適正さが阻害されると認められる場合。

① ②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5 告示・告示別表・仕様書等の閲覧

見積参加希望者は、告示・告示別表・仕様書及びその他申請に必要な書類を苫小牧市財政部行財政改革推進室のホームページからダウンロードするものとする。

6 見積参加に必要な申請書類、提出場所等

(1) 申請書類

- ① 公募型見積合わせ参加申請書
- ② 資本関係・人的関係に関する調書
- ③ その他告示別表で指定された書類

(2) 提出方法及び期限

郵送によること。また、「一般書留」又は「簡易書留」によることとし、告示別表で指定された期日までに必着のこと。

(3) その他

- ア 資料の作成・提出に要する経費は、見積参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は返却しない。
- ウ 提出された資料は無断で他に使用しない。

7 見積参加資格の決定

見積参加申請書を提出した者が、4 に掲げる見積参加資格を有する者と認めた場合、特段の通知は行わない。見積参加資格を有しないと認めた者にあつては、見積参加資格がない旨及びその理由を告示別表に掲げる期間までに書面により通知する。

8 見積参加資格の取消し

7により、見積参加資格があると認めた者が、4に掲げる資格を有しない、又はしなくなったと認めたとき並びに虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、見積参加資格を取消す。

9 仕様書等に関する質問

見積に係る説明会は開催しないので、仕様書等の内容に関する質問がある場合は、告示別表に定めたとおり質疑書を提出すること。

10 質問に対する回答

質疑書に対する回答については、告示別表のとおりとする。

11 同等品の承認申請

同等品の可否及び承認申請の方法については、告示別表のとおりとする。

12 見積日時及び場所等

(1) 見積日時 告示別表による。

(2) 見積場所 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所2階入札室

13 見積の方法

- (1) 見積は持参によることとし、郵便又はファクシミリによる提出は認めない。
 - (2) 見積書は、所定の見積書（様式第3号）を使用すること。
 - (3) 見積書には、代表者の住所、商号、氏名を記載し、代表者印を押印すること。
 - (4) 見積書は、案件名と記載した封筒に入れ、封印の上、提出すること。
 - (5) 代理人による見積を行う場合は、見積執行前に所定の委任状（様式第4号）を提出すること。
 - (6) 代理人による見積書には、見積人の住所、商号、氏名のほか、代理人の住所、商号、氏名を記載し、代理人の印鑑のみを押印すること。
 - (7) 見積参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
 - (8) 一度提出した見積書の書き換え、引き替え、又は撤回はできない。
 - (9) 有効な見積書を提出した者のうち、推定総金額が最低価格となる見積をした者を交渉決定者とする。ただし、告示別表に最低制限価格を設定した旨記載があるときは、全ての単価が最低制限価格以上である最低の価格をもって見積したものを交渉決定者とする。
- なお、交渉決定者となるべき同価格の見積者が2以上あるときは、くじ引きで交渉決定者を決定する。この場合、当該見積者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (10) 見積参加申請をした者は、見積執行完了に至るまでの間、いつでも見積を辞退することができる。

辞退しようとするときは、見積辞退届（様式第6号）を1に記載の場所に提出すること。

なお、見積執行中であっては、辞退届又はその旨を記載した見積書を直接見積執行者に提出すること。

14 見積の無効

見積参加資格を有しない者がした見積、提出書類に虚偽の記載をした者がした見積、契約規則第54条各号に掲げる見積、苫小牧市見積・契約等の心得及び公告に定める見積に関する条件に違反した見積は、無効とする。

15 契約保証金

推定総金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付すること。ただし、契約規則第5条の規定に該当する場合はこれを免除する。

16 契約相手方の決定方法

交渉決定者と交渉したのち、予定価格の範囲内で各単価について合意できた際、契約相手方とする。ただし、全ての単価で交渉決定者の見積金額を下回る見積（最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格以上の見積に限る。）がない場合は、交渉を省略し契約の相手方とすることができる。

17 契約書作成の要否

必要とする。

18 見積の中止等

見積までの間にやむを得ない事由が生じた場合、当該契約の見積を延期又は中止することがある。

なお、この場合でも、資料の作成・提出に要する経費は、見積参加希望者の負担とする。

19 その他

(1) 見積参加者は、契約規則、見積・契約等の心得及びその他関係法令を遵守すること。